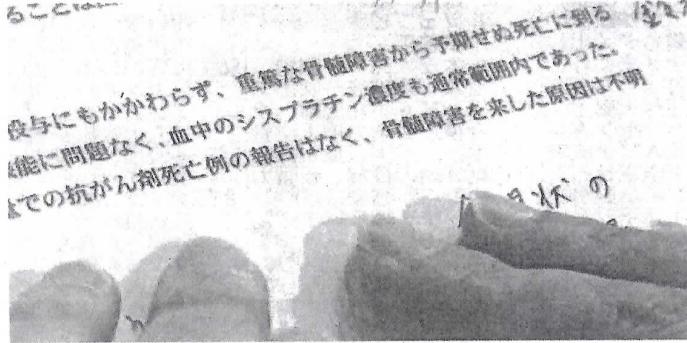


医療事故届け出低調

(読売新聞 2016.6.7夕刊)



都内の女性が病院から受け取った調査報告書には、死亡につながった骨髄障害について「原因は不明」と結論付けられていた

医療事故調査制度 全国にあるすべての病院、診療所、助産所の計約18万施設に医療事故の届け出を義務付けた制度。事故の原因究明と再発防止を目的に創設され、民事訴訟による紛争などを防ぐ効果も期待されている。医療機関は事故が起きたら、第三者機関に届け出たうえで、院内調査を行わなければならない。調査結果に不満があれば、遺族は第三者機関に再調査を依頼することができる。

■医療事故調査制度の仕組み

※()内は昨年10月から今年4月までの件数

手術などで予期せず患者が死亡し、医療事故と判断した場合



併症が起きた結果」と説明され、断られた。同制度は治療に関する書類や担当医の説明などから、病院側が「患者の死亡を予期しない。なかつた」と判断した場合だけ届け出る仕組みで、遺族の申し出とは無関係だ。届け出ない場合の罰則もない。

患者の「くなる医療事故を起こした病院や診療所に対し、院内調査の実施や、第三者機関への届け出を義務付けた「医療事故調査制度」の利用が低調だ。昨年10月の制度開始以来、届け出件数は毎月30件程度で、国の当初の想定の3割以下にとどまる。届け出るかどうかの判断や、院内調査の内容に不満を訴える遺族もあり、厚生労働省は制度見直しの準備を進めている。

調査も「内輪」 遺族不満

追う

国、制度見直しへ

所に対し、院内調査の実施や、第三者機関への届け出を義務付けた「医療事故調査制度」の利用が低調だ。昨年10月の制度開始以来、届け出件数は毎月30件程度で、国の当初の想定の3割以下にとどまる。届け出るかどうかの判断や、院内調査の内容に不満を訴える遺族もあり、厚生労働省は制度見直しの準備を進めている。

■実態より少ない?

「手術前の説明が不十分で、死因も納得できない。公平な立場の第三者に調べてほしい」。新潟県の男性会社員(35)は、腹部の大動脈瘤の手術後、容体が急変して昨年10月にして亡くなった義父(当時67歳)の治療に疑問を抱いている。

手術同意書には死「のりスク」に関する記載がなく、手術同様書には死「のり」と記載している。

男性は病院側に制度に基づく事故の届け出を求めたが、「死亡は予期された合併症が起きた結果」と説明され、断られた。同制度は、治療に関する書類や担当医の説明などから、病院側が「患者の死亡を予期していない。なかつた」と判断した場合だけ届け出る仕組みで、遺族の申し出とは無関係だ。届け出ない場合の罰則もない。

併症が起きた結果」と説明され、断られた。同制度は、治療に関する書類や担当医の説明などから、病院側が「患者の死亡を予期していない。なかつた」と判断した場合だけ届け出る仕組みで、遺族の申し出とは無関係だ。届け出ない場合の罰則もない。

第三者機関「日本医療安全調査機構」(東京)によると、昨年10月から今年4月の間、届け出があったのは

2000件

件の計222件。厚労省は制度開始前、医療死亡事故の年間件数を「1~3000」

件」と試算してお

り、同機構では、届け出件

数が実態より少ない可能性

があるとみていく。

■院内調査に不信感

調査の結果が出たのは66件。同機構によると、調査の内容や手法にばらつきがあり、客観的な調査を行うための外部の専門家を調査に加えていないケースも目立つ。

都内の女性会社員(44)は

昨年11月、静岡市の病院で

抗がん剤を投与後に亡くな

る方針だ。

厚労省は今月中にも通知などを改正して制度改善を図

る方針だ。

現状では、複数の医療団

体が事故の届け出基準の指

針を作り、判断にばらつき

が出ているため、協議会を

設置して基準を統一する。

また同機構が、病院の対応

に応じ、病院側に伝達する

体制を整えるほか、院内調

査の実情を把握しやすくす

るために、院内調査内容

を照会できるようにする。

また、医療事故調査に詳

しい九州大病院医療安全管理部の後信教授は、「医

療安全の専門家を数多く養成したり、院内調査を支援する仕組みを充実させたり

して、調査しやすい環境を整えることも必要」と指摘

基準あいまい 病院「裁量」

7か月222件のみ

た母親(当時68歳)に関する院内調査に不信感を募らせる。今年3月、病院側から出された調査結果はわずか2枚の紙に、薬の投与量や検査値など治療の経過が記載され、「原因は不明」となっていた。

結果を説明した調査メン

バーは院内の医師らだけだ

ただの調査では納得できな

い」と、同機構に再調査を依頼した。同機構の木村壮介・常務理事は、「医師の個人責任が追及されるとい

う懸念が消えず、報告や、外部委員を加えた調査に消

極的な医療機関がある」と

分析する。

■届け出基準統一へ

こうした実情を踏まえ、

厚労省は今月中にも通知などを改正して制度改善を図

る方針だ。

井裕之代表は、「将来的に

は、第三者機関の権限を強

め、遺族や病院職員からの

情報で事故の可能性が高い

ければ、病院に調査を指示

したり、直接調査したりで

きるようにすべきだ」と語る。

また、医療事故調査に詳

しい九州大病院医療安全管理部の後信教授は、「医

療安全の専門家を数多く養成したり、院内調査を支援する仕組みを充実させたり

して、調査しやすい環境を整えることも必要」と指摘